

1 ■070■ 訴訟条件の意義

2 ◎訴訟条件の概説。全て暗記せよ。

5 ■071■ 訴訟条件の種類

6 ◎面倒がらずに 329、337、338、339 条をよく見ておくこと。

7 ◎おなじみの 338④が再登場。338 について書いている部分は全て暗記。

9 ●裁判所は、窃盗罪により起訴された事件について、その土地管轄がないことが明らかと
10 なった場合でも、同事件につき証拠調べを開始する前に被告人の申立てがなければ、判
11 決で管轄違いの言渡しをすることはできない。(司)

12 ●殺人罪の訴因について無罪判決が確定した後、被告人の有罪を立証するに十分な新たな
13 証拠が発見されたことから、再度、同一事実につき殺人罪の訴因で起訴がなされたとき、
14 免訴の言渡しをしなければならない。(司)

15 ●起訴がなされた犯罪について、起訴より前に公訴時効が完成していたことが判明したと
16 き、免訴の言渡しをしなければならない。(司)

17 ●裁判所は、在日外国大使館の公使が被告人として起訴された場合には、被告人に対して
18 裁判権を有しないので、免訴の言渡しをしなければならない。(司)

19 ●裁判所は、強姦の罪により起訴された事件について、告訴をすることができる者の告訴
20 を欠く場合には、公訴提起の手続がその規定に違反したため無効であるので、免訴の言
21 渡しをしなければならない。(司)

22 ●公訴の取消し後、犯罪事実につき、新たに重要な証拠が発見されていないにもかかわらず、
23 公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定した同一事実について起訴がなされたとき、
24 免訴の言渡しをしなければならない。(司)

25 ●犯行時に 18 歳で、いまだ成人に達していない被疑者の刑事事件について、家庭裁判所
26 の刑事処分を相当と認める決定を経ないで起訴がなされたとき、免訴の言渡しをしな
27 なければならない。(司)

28 ●公判係属中に、被告人が死亡したとき、免訴の言渡しをしなければならない。(司)

29 ●裁判所は、法人税法違反により起訴された法人が公判係属中に合併により解散した場合
30 には、被告人たる法人が存続しなくなったときに該当するので、決定で公訴を棄却しな
31 なければならない。(司)

32
33
34 ■072■ 訴訟行為の訂正・補正／訴訟条件の追完

35 ◎訂正、補正、追完という法律用語をしっかりと区別して理解・記憶。

36 ◎告訴の追完の可否という論点につき、自分の思想を確かに構築しておこう。後で、訴因
37 と訴訟条件が絡む論点を検討する際に役立つ。

38
39
40 ■073■ 公訴時効の意義

41 ◎公訴時効の期間は、厳罰化の関係で、ころころ改正されている。混乱しないように。

42
43
44 ■074■ 公訴時効の起算点

45 ◎結果的加重犯の意味はわかるね？ わからない人は刑法の教科書で確認。

46 ◎科刑上一罪の場合の処理は、イメージするのがややこしい。本書を熟読のこと。

- 1 ●業務上過失致死罪の公訴時効は、被害者の受傷から死亡までの間に業務上過失傷害罪の
2 公訴時効期間が経過したか否かにかかわらず、その死亡の時点から進行する。(司)
3 ●時効は、犯罪行為が終わった時から進行するが、共犯の場合には、最終の行為が終わっ
4 た時から、すべての共犯に対して時効の期間を起算する。(司)
5 ●観念的競合の場合における公訴の時効期間算定については、二個以上の罪名を各別に論
6 ずることなく、これを一体として観察し、その最も重い罪の刑につき定めた時効期間に
7 による。(司)

8
9
10 ■075■ 公訴時効の停止効

- 11 ◎「停止」と「中断」の違いはわかるね？ わからない人は民法総則の教科書で確認。
12 ◎停止の客観的範囲に関する論点が、狭義の同一性が絡む箇所。

- 13
14 ●犯人が国外にいる場合には、時効は、その国外にいる期間その進行を停止するが、捜査
15 機関が犯罪の発生又は犯人を知らない場合には、犯人が国外にいることだけでは、時効
16 は、その進行を停止しない。(司)
17 ●共犯の一人に対してした公訴の提起による時効の停止は、他の共犯に対してその効力を
18 有し、この場合において、停止した時効は、当該事件についてした裁判が確定した時か
19 らその進行を始める。(司)